

別表六の二(二十四)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 年 度	・ ・	法人名	( )
-----------	--------	-----	-----

別表六の二(二十四) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否				可			
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)							
各 連 結 法 人	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	16	円
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(18) \times \frac{(1)}{(16)}$	2					
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十四)付表「9」の合計)	3					
	同上のうち別表六の二(二十四)付表「6」が 令和5年3月31日以前であるものに係る額	4					
	同上のうち条件不利地域以外の地域内にお いて事業の用に供した特定基地局用認定設 備に係る額	5					
	(3)のうち別表六の二(二十四)付表「6」が令 和5年4月1日から令和6年3月31日まで の間であるものに係る額	6					
	同上のうち条件不利地域以 いて事業の用に供した 備に係る額						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>「22」欄</b></p> <p style="text-align: center;">認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適 用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の6の2第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10638」</p> <p>③ 「適用額」欄：「22」欄の金額</p> </div>							
法 人 に お け る 計 算	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(19) \times \frac{(1)}{(17)}$	10		計 額 の 計 算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(13)の合計)	20	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	11					
	法 人 税 額 基 準 額 ( (10) と (11) のうち少ない金額 )	12					
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ( (9) と (12) のうち少ない金額 )	13					
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(21) \times \frac{(13)}{(20)}$	14					
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (13) - (14)	15					
					調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の②」)	21	
					法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (20) - (21)	22	